

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における
米軍家族住宅等の基本配置計画案

平成23年7月

南 関 東 防 衛 局

家族住宅建設の経緯

◆平成16年10月18日

日米合同委員会において横浜市域での住宅等の建設について合意

- 住宅等の建設に伴う改変面積については、横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。
- 住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。



◆平成18年8月17日

横浜防衛施設局から横浜市に「基本配置計画案」を提示



◆平成18年10月2日

横浜市は横浜防衛施設局に対し下記事項について要請

- ①緑地の保全、自然環境の保全 ②環境への配慮 ③災害の防止
- ④風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮 ⑤工事中及び供用後の交通対策
- ⑥施設供用後に向けた対応 ⑦法令・条例等の遵守 ⑧地域住民への説明
- ⑨地域のまちづくりの推進 ⑩飛び地の返還と跡地利用 ⑪その他

◆平成19年6月13日

横浜防衛施設局から横浜市に「基本構想」を提示



◆平成19年8月16日

横浜市は横浜防衛施設局に対し下記事項について再度要請

- ①緑地の保全、自然環境の保全
- ②環境への配慮
- ③風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮
- ④工事中及び供用後の交通対策
- ⑤施設供用後に向けた対応
- ⑥地域住民への説明
- ⑦飛び地の返還



◆平成22年9月30日

日米合同委員会において横浜市域における住宅建設戸数等について合意

- 平成16年当時は約700戸の建設を日米間で合意したところであるが、当面の措置として、横浜市域における家族住宅建設戸数は、根岸住宅地区の移設分として約400戸程度の家族住宅等を建設する。



◆以降

家族住宅等の規模、配置等について日米間で調整

基本配置計画案の概要

事業対象地 神奈川県横浜市金沢区六浦町内(トンネルの一部逗子市域)

施設・区域面積 約36.7ヘクタール (横浜市域)

改変面積 約17.8ヘクタール

整備する建物等 家族住宅 385戸 及び その支援施設等

家族住宅

3階建て住宅 51棟 385戸

支援施設

中央公共施設 (診療所・物品販売所・食堂・図書室・配電施設・電話交換室等)

生活支援施設 (ユースセンター・屋内運動施設・25mプール等)

学校 (幼稚園/小学校)

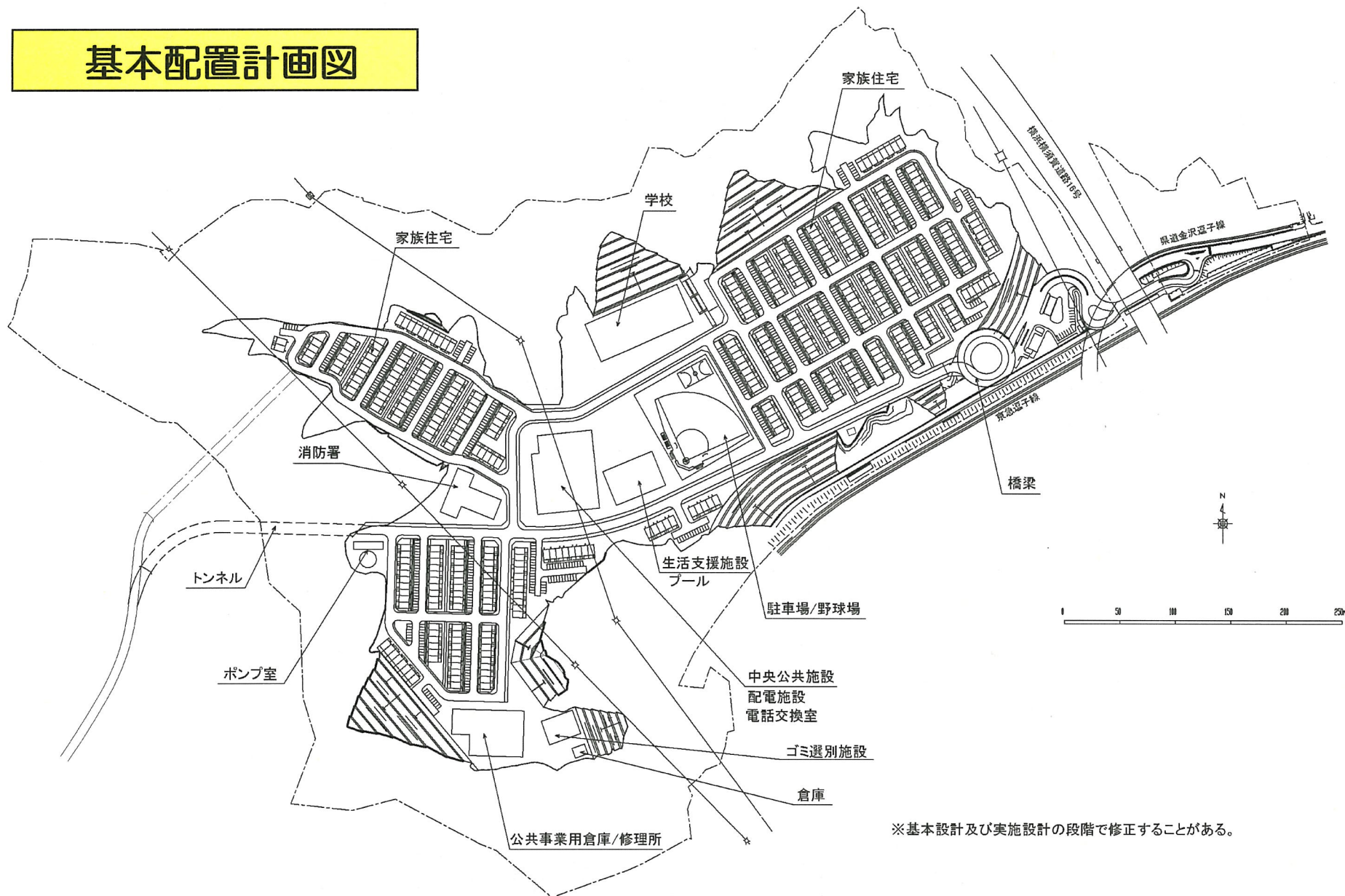
公共事業用倉庫/修理所

消防署、ゴミ選別施設、倉庫、ポンプ室等

その他

横浜市域と逗子市域を結ぶトンネル

基本配置計画図



※基本設計及び実施設計の段階で修正することがある。

基本配置計画策定における基本的な考え方

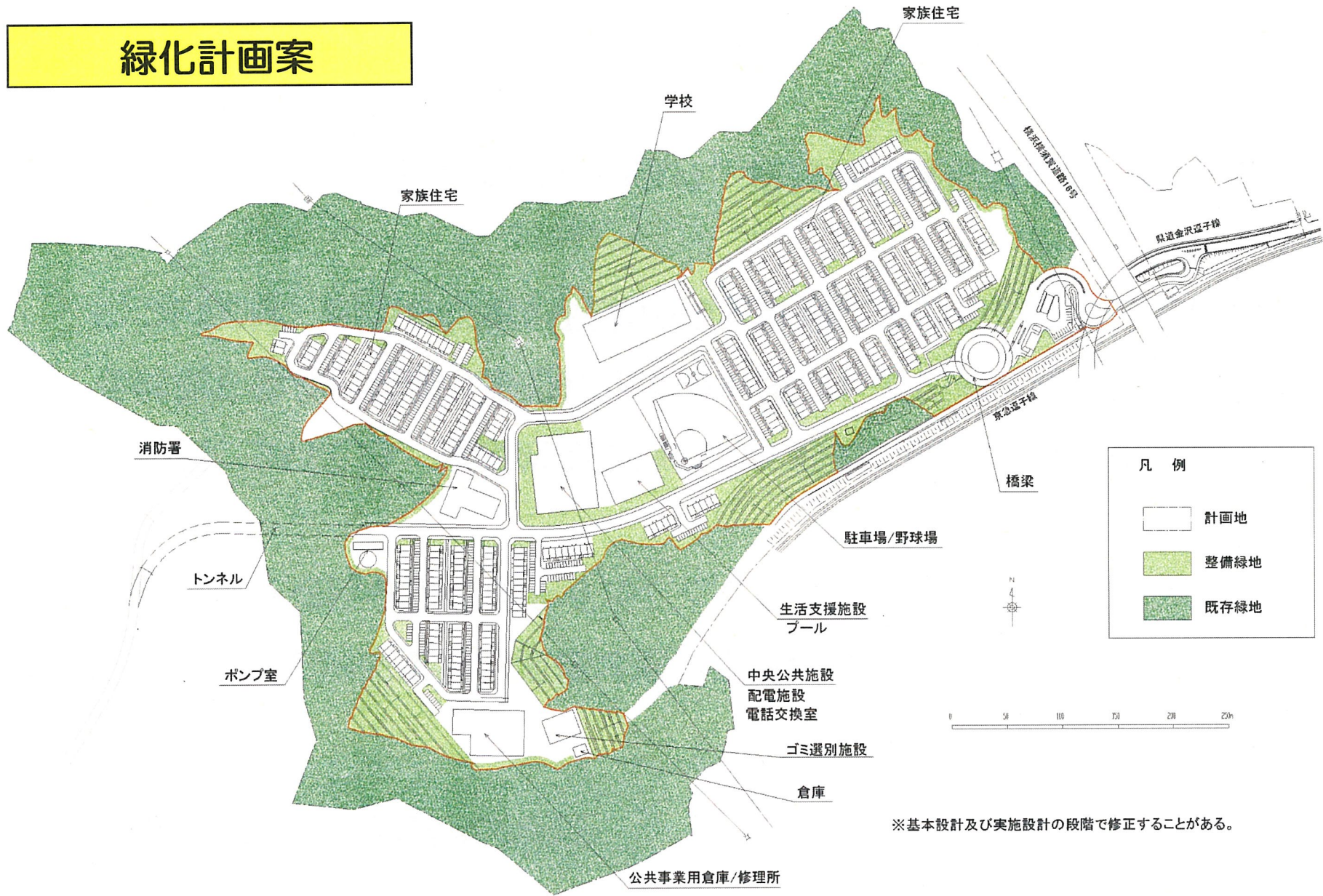
- 改変面積は横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。
- 極力建物の高さを抑えるとともに、計画地周辺からの眺望を考慮した計画とする。
- 敷地造成において極力土砂の搬出入を抑えられるよう考慮する。
- 関係法令等を遵守しつつ、自然環境や周辺地域に配慮した計画とする。
- 上記の項目に配慮しつつ、利便性及び居住空間を考慮した計画とする。

基本配置計画案における配慮事項

1 緑地の保全、自然環境の保全

- ▶ 緑地保全のため改変地の面積は横浜市域の面積の半分以下に抑制し、既存緑地を可能な限り保全することとしている。
- ▶ 改変地については、連続的な緑地復元に努め、造成法面や建物周囲を植栽するなど可能な限り緑化する計画としている。特に造成法面については、自然林に近い形態の植栽計画に努めることとしている。
- ▶ 植栽予定樹種は、計画地の立地条件、自然林の状況などを考慮して選定することとしている。

緑化計画案

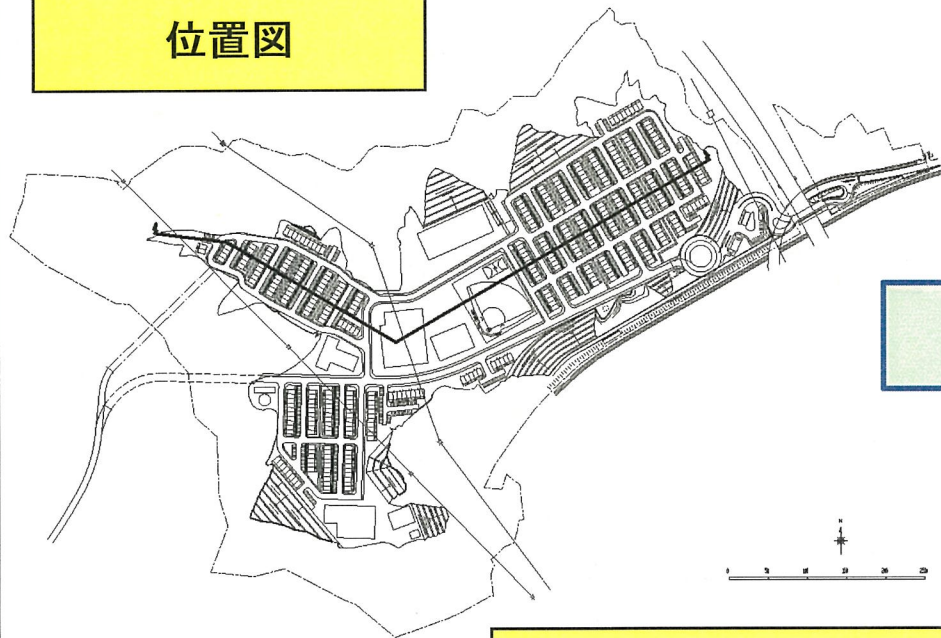


※基本設計及び実施設計の段階で修正することがある。

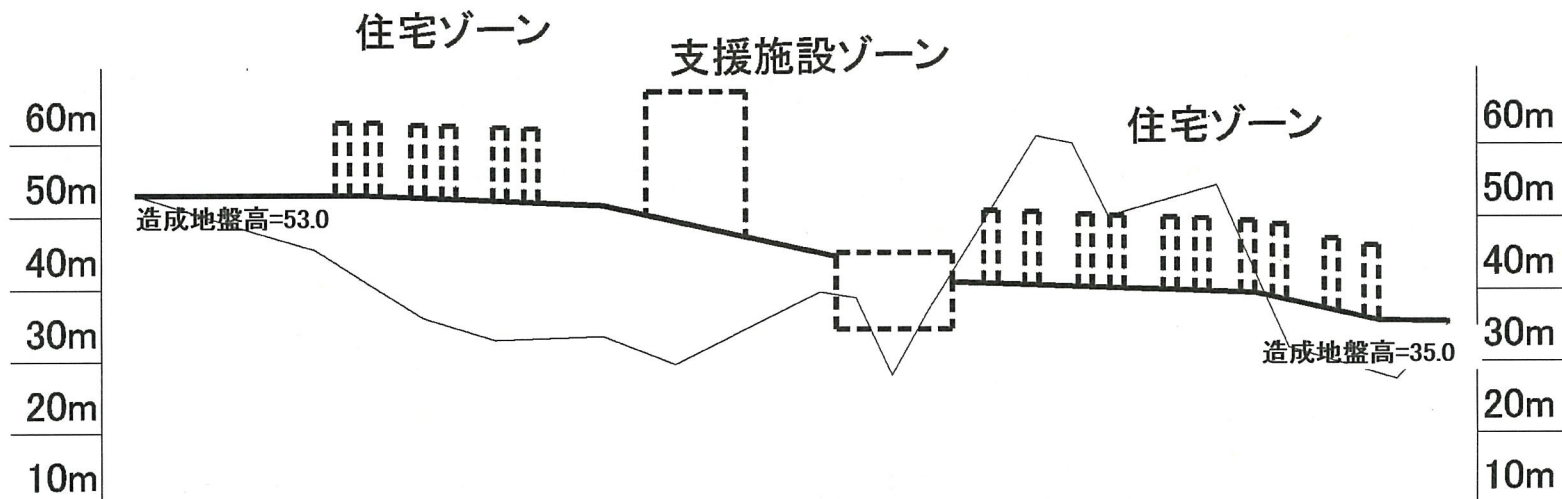
2 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

- 計画地周辺からの眺望を考慮し、造成地盤高を計画地東側は標高約35mに抑え、計画地西側を標高約53mまでなだらかに高くする計画としている。
- 極力、建物の高さ及び必要とする敷地面積を抑えるため家族住宅を3階建て連棟式共同住宅等としている。
- 支援施設は可能な限り合棟とし、その建物の高さは20m以下としている。

位置図



敷地内断面図



3 工事中の交通対策

- 土砂の搬出入による工事車両の通行に伴う周辺道路の交通量を抑制するため、切土及び盛土の量的バランスを図るように計画している。

4 法令・条例等の遵守

- 「建築基準法」、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」、「横浜市風致地区条例」等に適合するよう計画している。